

〒714-1405  
岡山県井原市  
美星町宇戸1055  
坂川建設鋳業（株）

令和 2年 6月 5日

坂川 晃一 様

岡山県知事 伊 原 木 隆 太



一般 建設業の許可について(通知)

令和 2年 4月 30日付けで申請のあった一般建設業については、  
建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、  
通知する。

記

許 可 番 号	岡山県知事 許可（般一 2）第 5409 号
許可の有効期間	令和 2年 6月 22日から 令和 7年 6月 21日まで
建設業の種類	

建築工事業  
左官工事業  
管工事業  
板金工事業  
防水工事業  
熱絶縁工事業  
解体工事業

大工工事業  
屋根工事業  
タイル・れんが・ブロック工事業  
ガラス工事業  
内装仕上工事業  
建具工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和 7年 5月 22日  
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)



〒714-1405  
岡山県井原市  
美星町宇戸1055  
坂川建設鋳業（株）

令和 2年 6月 5日

坂川 晃一 様

岡山県知事 伊 原 木 隆 太



特定 建設業の許可について(通知)

令和 2年 4月 30日付けで申請のあった特定建設業については、  
建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、  
通知する。

記

許 可 番 号	岡山県知事 許可(特一 2) 第 5409 号
許可の有効期間	令和 2年 6月 22日から 令和 7年 6月 21日まで
建設業の種類	

土木工事業  
石工事業  
舗装工事業  
塗装工事業  
水道施設工事業

とび・土工工事業  
鋼構造物工事業  
しゅんせつ工事業  
造園工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和 7年 5月 22日  
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)